

白山市新婚夫婦賃貸住宅家賃助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の民間賃貸住宅等に居住する新婚夫婦に対し、当該住宅の家賃の一部を助成することにより、新婚夫婦の本市への定住及び将来の持家の取得を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「新婚夫婦」とは、第5条に規定する申請書の申請日において、婚姻の届出をした日から1年を経過していない夫婦で、そのいずれもが45歳未満のものをいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に住所を有する新婚夫婦で、市内の民間賃貸住宅又は白山市特定公共賃貸住宅条例（平成17年白山市条例第195条）第2条に規定する特定公共賃貸住宅（以下「民間賃貸住宅等」という。）に入居している者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、入居している民間賃貸住宅等の1か月当たりの家賃相当額（共益費、駐車場使用料等を除き、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者夫婦の住民票の写し
- (2) 申請者夫婦の戸籍謄本
- (3) 入居している民間賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し

(適用除外)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。

- (1) 入居している民間賃貸住宅等の家賃について、この告示に定める助成金以外の補助金、助成金等の交付の対象となる場合
- (2) 入居している民間賃貸住宅が申請者夫婦の父又は母が経営するものである場合
- (3) すでにこの事業による助成金の交付を申請している場合
(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、その旨を新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により助成の決定通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年12月7日告示第271号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第132号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第150号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

